

社会福祉法人山形県社会福祉事業団役員等報酬規程

平成 29 年 6 月 20 日 制定

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人山形県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第 8 条及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の各号に定める報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（事業団の事務所を主たる勤務場所とする者）については、報酬等を支給するものとし、退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給するものとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬総額の決定)

第 3 条 定款第 22 条第 1 項で定める全理事の報酬総額（第 6 条に定める職員給与を含む。）は、1 年度 41,128,000 円以内とする。

2 定款第 22 条第 1 項で定める全監事の報酬総額は、1 年度 192,000 円以内とする。

(常勤役員の報酬等)

第 4 条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 報酬（寒冷地手当及び期末手当を含む。） 別表第 1 に定める額
- (2) 常勤役員が職務のため出張をしたときは、事業団役職員旅費規程（平成 18 年 3 月 14 日）（以下「旅費規程」という。）に基づき、旅費（費用弁償）を支給する。ただし、日当については、旅費規程別表第 2 にかかわらず 2,600 円とする。

(非常勤役員等の報酬等)

第 5 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第 2 に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（費用弁償）を支給する。ただし、日当については、旅費規程別表第 2 にかかわらず 2,600 円とする。

(事業団職員給与との併給)

第 6 条 理事が事業団職員を兼ねる場合には、事業団役職員給与等支給規程に定める職員給与及び旅費規程に定める旅費を支給し、第 4 条及び第 5 条に規定する報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 第 4 条第 1 号に規定する報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとし、第 5 条第 1 号に規定する報酬は、その都度、通貨をもって本人に支給する。

2 第4条第2号及び第5条第2号に規定する旅費（費用弁償）は、その都度、通貨をもって本人に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（報酬の支給日）

第8条 役員等に対する報酬の支給日は、次の各号に定める日とする。

(1) 常勤役員 毎月21日に当月分を支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてもっとも近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(2) 前号以外の役員等 理事会、評議員会及び監事監査等に出席の都度、支給する。

（月の中で交代した場合の報酬等の算定方法）

第9条 常勤役員が月の中で交代した場合の報酬（寒冷地手当及び期末手当を含む。）は、職員給与の例により日割り計算を行い、支給する。

（公表）

第10条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。

（旧規定の廃止）

2 事業団役員報酬等支給規程（平成11年3月26日）及び事業団評議員報酬等支給規程（平成11年3月21日）は、廃止する。

別表第1

役職名	報酬（寒冷地手当及び期末手当を含む。）
理事長	年額 5,175,000 円以内の額
常務理事	年額 4,261,000 円以内の額

別表第2

(1) 理事

役職名	報酬
理事	理事会への出席1回につき 9,600 円

(2) 監事

役職名	報酬
監事	理事会及び評議員会への出席1回につき 並びに監査実施日1日につき 9,600 円

(3) 評議員

役職名	報酬
評議員	評議員会への出席1回につき 9,600 円